

## 乳児等通園支援事業の利用料についての考え方

### 1 利用料

#### (1) 国の動向

令和 8 年 1 月 27 日 発出の国の通知（※）にて、「利用料は乳児等通園支援給付認定子どもによる 1 時間あたりの特定乳児等通園支援の利用につき 300 円程度を標準とし、実際に利用料を定める際には、乳児等支援給付認定保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮すること」が示された。

※「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の施行に伴う留意事項について」（令和 8 年 1 月 27 日 こ成保第 47 号・こども家庭庁成育局長）

#### (2) 当市検討内容

受益者負担の適正化を図り、持続的にサービスを提供する観点より、公立保育園での利用料金については、国の標準額（1 時間当たり 300 円）及び周辺自治体における公立保育園での利用料金との地域的均衡を踏まえ、1 時間当たり 300 円が妥当である。

### 2 答申内容と附帯意見

利用料について、公立保育園は 1 時間当たり 300 円とするのが妥当である。

国や東京都の制度設計の動向を踏まえ、利用者の負担を軽減する施策を導入されたい（附帯意見）。

### 3 利用者の負担を軽減する施策

#### (1) 国の動向

生活保護世帯では 1 時間当たり 300 円を上限、世帯の市町村民税所得割額 77,101 円未満である場合及び要支援家庭である場合は 1 時間あたり 200 円を上限として軽減することができる。

#### (2) 都の動向

補助金により、都内在住者の利用者負担額を無償化することができる。

#### (3) 本市の負担軽減事業

上記(1)(2)により、市内在住者の利用料は無償とする。